

2 評価の経緯について

米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉等については、各国におけるBSEの発生を踏まえ、それぞれ2003年12月、同年5月及び2000年12月に輸入が禁止されました(米国及びカナダについては、2005年12月、一定の条件で管理された牛肉等の輸入を再開)。

その後、2011年12月(米国、カナダ)及び2013年4月(アイルランド)に、当該3か国から輸入される牛肉等に関し、厚生労働省から食品安全委員会に対し、以下の事項について評価が要請されました。

評価事項

- ① 輸入月齢の規制閾値を30か月とした場合のリスク
- ② 特定危険部位(SRM)の範囲を変更した場合のリスク
- ③ 国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値(30か月齢)を引き上げた場合のリスク

〈要請の背景〉

- 2001年に法に基づくBSE対策が開始されてから約10年が経過しており、その対策の効果や国際的な状況の変化等を踏まえ、国内の検査体制・輸入条件といった食品安全上の対策全般について、最新の科学的知見に基づき再評価を行うことが必要とされていたこと。
- 国際的な基準である国際獣疫事務局(OIE)が定める基準よりも高い水準の措置を維持する場合には、科学的な正当性を明確化する必要があったこと。

評価事項のうち、①及び②については、2012年10月(米国及びカナダ)及び2013年10月(アイルランド)、評価結果を厚生労働省に通知し、同省は、当該3か国から輸入される牛肉等の月齢の規制閾値を、従来の20か月齢(米国、カナダ)及び輸入禁止(アイルランド)から30か月齢にそれぞれ見直しました^{※2}。

2017年4月、厚生労働省から③に関する評価を進めるよう要請を受け、同年5月、厚生労働省に評価に必要な補足情報の提出を依頼しました。その後、米国、カナダ及びアイルランドに関する情報が提供されたことから、当該3か国から輸入される牛肉等についての評価を行うことになりました。

※2 食品安全委員会は、2013年10月～2018年2月までに、当該3か国に加え、フランス、オランダ、ポーランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、スイス、リヒテンシュタイン、イタリア、オーストリア及び英国から輸入される牛肉等についても同様の評価を取りまとめました。2019年2月現在、日本は一定条件の下に、これらの国からの牛肉等の輸入を認めています。

3 評価の考え方

【定型BSE】

世界全体の定型BSEの発生数は減少し続け、現在ではほとんど確認されないまでに至っています。その結果、「生体牛のリスク」は大幅に低下しました(図3)。また、厚生労働省からの評価依頼事項にいう「国際的な基準」である国際獣疫事務局(OIE)の陸生動物衛生規約では、牛肉等の貿易に関する月齢の規制閾値は設けられていません。これらを踏まえ、食品安全委員会は、以下の2点について検討を行いました。

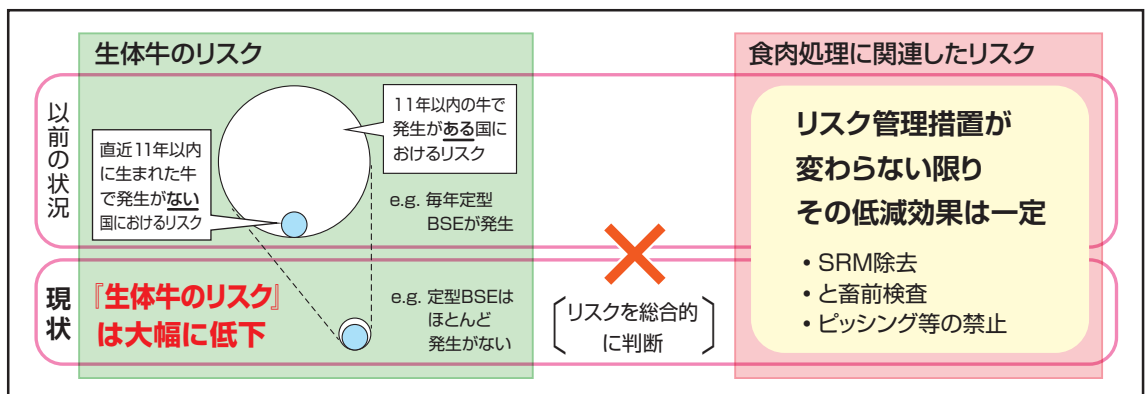
① 月齢条件を「条件無し」とした場合、SRM除去やと畜前検査等の食肉処理に関連したリスク管理措置を適切に行うことによって、vCJD発症の可能性が極めて低い水準に達していると言えるか

以下の知見を踏まえて検証

- 定型BSE感染牛における異常プリオンたんぱく質の分布(蓄積部位)に関する感染実験等の新たな知見
- vCJDの発生状況、疫学情報等

イメージ

評価の考え方 (定型BSE)



〈図3〉